

設計検査申請書(第一面)

[適新工第1号書式]

申請日 平成 29 年 4 月

設計検査申請書(新築住宅) (フラット35・財形住宅) (第一面)

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された情報の取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、違ありません。記載された事項が万一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知書を取りも異議ありません。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限りです。)

検査機関名 **独立確認センター** 御中

申請者	氏名フリガナ	カフシキガイシャ フラットティ
	又は名称	(株)フラットティ
〒(000 - 0000) 住所: 東京都×区×1-2		印
TEL (03) - (0000) - (0000) FAX (03) - (0000) - (0000)		担当者名: (事業者の場合)

代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	氏名フリガナ	フラットセッケイジムシヨ
	又は名称	フラット設計事務所
〒(000 - 0000) 住所: 東京都×区×3-4-5		担当者名: (事業者の場合)
TEL (03) - (0000) - (0000) FAX (03) - (0000) - (0000)		機構

手数料請求先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他	会社名: _____ 所属/担当者名: _____
	<input checked="" type="checkbox"/> 代理者	住所: 〒(-) 連絡先: _____

建設の場所(地名地番) **東京都×市×3-5**

建物の名称	〇〇〇マンション	注文住宅・分譲住宅の区分	<input type="checkbox"/> 1.注文住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 2.分譲住宅
-------	----------	--------------	--

建築主 (申請者と異なる場合のみ記入)	氏名又は名称	〒 -
	郵便番号・住所	〒 -

中間現場検査 (一戸建て等の場合)	<input type="checkbox"/> 1.適合証明の中間現場検査を実施	中間現場検査等 予定日(*2)	平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 2.適合証明の中間現場検査を省略(*1)		
	<input type="checkbox"/> 住宅瑕疵担保保険の検査を実施予定 (適合証明の検査と同一機関の場合) <input type="checkbox"/> 建築基準法の中間検査を実施予定 (適合証明の検査と同一機関の場合)		

着工予定日	平成 29 年 4 月 20 日	竣工予定日	平成 30 年 6 月 1 日
-------	------------------	-------	-----------------

連絡事項	
------	--

【申請者】
建築主以外の方でも申請者になることができます。
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

【代理者】
建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

【建設の場所】
正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。
建築確認申請と一致させてください。

【連絡事項】
連絡事項があれば記入してください。

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄 (合格年月日及び番号)
				平成 年 月 日 第 号
※備考欄				
記載しないこと。				
※維持管理基準確認の条件[共同建て(分譲住宅)の場合] ※フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー性))確認の条件 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※フラット35S(特に優良な住宅基準(省エネルギー性))確認の条件 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※フラット35S(特に優良な住宅基準(耐久性・可変性))確認の条件 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査による中間現場検査の省略 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

*1 次の①及び②に該当する場合は、適合証明の中間現場検査を省略できます。
 ① 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査又は建築基準法の中間検査(適合証明の中間現場検査と同時期のものに限ります。)を実施する前に、適合証明の設計検査の申請を行うこと。
 ② フラット35の中間現場検査及び竣工現場検査と住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を同一機関で実施すること。
 *2 適合証明の中間現場検査予定日を記入してください(住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査の予定日を記入してください。)

平成29年4月1日

設計検査申請書(第二面)

[適新工第1号書式]

設計検査申請書(新築住宅) (フラット35・財形住宅) (第二面) [共同建て用]

○建物の概要(全体)

戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 4.共同建て
構造	<input type="checkbox"/> 3.準耐火 (<input type="checkbox"/> 1.1準耐 <input type="checkbox"/> 2.0準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐) <input checked="" type="checkbox"/> 5.耐火
工法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input checked="" type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名() 承認番号() 省エネルギー基準適合仕様シートの有無 <input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無
階数	地上 <input type="text" value="7"/> 階 地下 <input type="text" value="0"/> 階
申請戸数/全体戸数	<input type="text" value="48"/> 戸 / <input type="text" value="48"/> 戸
延べ面積	<input type="text" value="4649"/> . <input type="text" value="35"/> m ²
敷地面積	<input type="text" value="1500"/> . <input type="text" value="35"/> m ²

【階数】
建築基準法上の階数です。

【敷地面積】
建築基準法上の敷地面積です。

フラット35登録マンションの希望 1.有 → 申請書第三面に必要事項を記入してください。
※「有」の場合は、設計検査合格後機構への手続きが必要です。
 2.無 → 適合証明を申請する住戸についてのみ次表に住宅番号等を記入してください。

【フラット35登録マンションの希望】
希望の有無をチェックしてください。
【フラット35】登録マンションの希望を有とした場合は、原則、対象団地の全住戸※について申請してください。
※一戸当たりの床面積が30㎡未満の住戸など、基準に適合しない住戸がある場合を除きます。

○登録マンション以外のマンション

住宅番号※5	1戸当たりの床面積	フラット35Sの基準の適用※1
	30㎡	<input type="checkbox"/> 1.有 (優良な住宅基準) (金利Bプラン) <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 (<input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4※2 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上) <input type="checkbox"/> 2.耐震性 (<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造体の倒壊等防止)2以上) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性 (<input type="checkbox"/> 1.認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上 <input type="checkbox"/> 3.性能向上計画認定住宅(建築物省エネルギー)※3 <input type="checkbox"/> 6.耐震性(耐震等級(構造体の倒壊等防止)3) <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上※4) <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性(長期優良住宅) <input type="checkbox"/> 2.無 (フラット35Sの基準を適用しない住戸)
	30㎡	<input type="checkbox"/> 1.有 (優良な住宅基準) (金利Bプラン) <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 (<input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4※2 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上) <input type="checkbox"/> 2.耐震性 (<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造体の倒壊等防止)2以上) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性 (<input type="checkbox"/> 1.認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上 <input type="checkbox"/> 3.性能向上計画認定住宅(建築物省エネルギー)※3 <input type="checkbox"/> 6.耐震性(耐震等級(構造体の倒壊等防止)3) <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上※4) <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性(長期優良住宅) <input type="checkbox"/> 2.無 (フラット35Sの基準を適用しない住戸)

- ※1 フラット35Sの適用については、フラット35Sのうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。
- ※2 平成27年3月31日以前に省エネルギー対策等級の基準を用いて設計検査又は設計住宅性能評価書の申請を行った場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー等級」と読み替えてください。また、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」について、「省エネ住宅ポイント対象住宅基準 (共同住宅等)」欄又は「省エネルギー等級4」欄にチェックがされている証明書を用いる場合には、「1.断熱等性能等級4」にチェックをつけてください。
- ※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
- ※4 共同住宅の共用部分については、高齢者等配慮対策等級(共用部分)4以上
- ※5 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください(別表(任意書式)を添付しても構いません。)

＜申請者確認事項＞

- 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。))及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内により確認しています。
- 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること。
- 住宅の床面積※、建設費、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
※住宅の床面積の要件は次表のとおりです。

	一戸建て等		共同建て	
	下限	上限	下限	上限
フラット35	70㎡以上	なし	30㎡以上	なし
財形住宅融資	70㎡以上	280㎡以下	40㎡以上	280㎡以下

- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

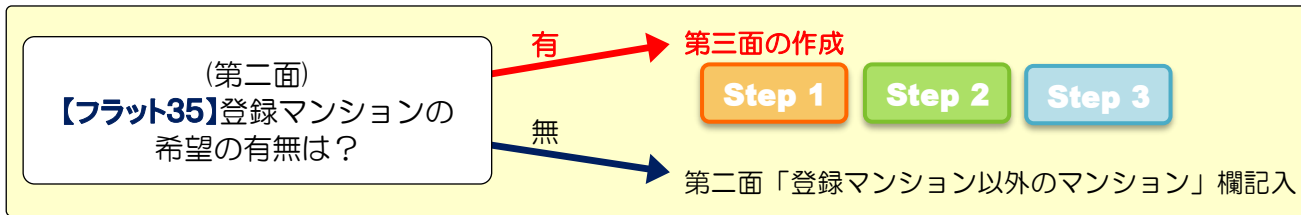
- 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
- 業務内容
ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
イ その他これらに付随する業務
- 利用目的
設計検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 検査機関は、個人情報の保護に関する法律第(平成15年法律第57号)23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づきお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切な円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の省費その他適合証明業務の事務の簡素化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	設計検査申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	

平成28年4月1日

設計検査申請書(第三面)

第三面の提出は、「【フラット35】登録マンション」登録希望の有無によって異なります。



[適新工第1号書式] フラット35登録マンション用

設計検査申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)
(第三面) [共同建て用]

申請書第二面でフラット35登録マンションの希望「有」の場合は、申請書第三面を、「無」の場合は申請書第二面に必要事項をご記入ください。

Step 1

〇総括表

マンション全体住戸数	48 戸	=	申請住戸数	47 戸	+	申請外住戸数	1 戸
1戸当たりの床面積が30㎡未満の住戸など、申請外とする住戸がある場合は理由及び住宅番号を記載してください。							
申請外とする理由				申請外住宅番号			
<input checked="" type="checkbox"/> 床面積が30㎡未満 <input type="checkbox"/> その他()				101			

〇申請住戸 ※各申請住戸へのフラット35Sの基準の適用内容に応じて、住宅番号を記載してください。

フラット35Sの基準の適用内容※1	住宅番号	30㎡以上40㎡未満の住戸又は280㎡以上の住戸 ※5	戸数
適用基準(表①) <input checked="" type="checkbox"/> フラット35Sの基準の適用なし。 <input checked="" type="checkbox"/> フラット35Sの基準の適用あり。 【優良な住宅基準】(金利Bプラン) <input checked="" type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 (1.断熱等性能等級4 ※2 2.一次エネルギー消費量等級4以上) <input type="checkbox"/> 2.耐震性 (1.免震 2.免震以外 (巨大地震時、構造躯体の崩壊等防止) ※3以上) (高齢者等配慮対策等級3以上) (劣化対策等級3以上等) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 (高齢者等配慮対策等級3以上 ※4) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 (長期優良住宅)	1戸当たりの床面積が40㎡以上280㎡以下の住戸 <small>(1戸当たりの床面積が30㎡以上)</small>		47
適用基準(表②) <input type="checkbox"/> フラット35Sの基準の適用なし。 <input type="checkbox"/> フラット35Sの基準の適用あり。 【優良な住宅基準】(金利Bプラン) <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 (1.断熱等性能等級4 ※2 2.一次エネルギー消費量等級4以上) <input type="checkbox"/> 2.耐震性 (1.免震 2.免震以外) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性 (1.認定低炭素住宅 2.一次エネルギー消費量等級5 3.性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法) ※3) <input type="checkbox"/> 6.耐震性 <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性	1戸当たりの床面積が40㎡以上280㎡以下の住戸		

Step 2

Step 3

【戸数】
「住棟内の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択した場合は、未記入でも構いません。

💡 Excelで入力する場合は、Step3 で「住棟内の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択すると、表①の「戸数」に「申請住戸数」が自動入力されます。

※1 フラット35Sの適用については、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。

※2 平成27年3月31日以前に省エネルギー対策等級の基準を用いて設計検査又は設計住宅性能評価書の申請を行った場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー対策等級」と読み替えてください。
 「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」について、「省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)」又は「省エネルギー対策等級4」欄にチェックがされている証明書を用いる場合には、「1.断熱等性能等級4」にチェックをつけてください。

※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。

※4 共同建ての共用部分については、高齢者等配慮対策等級(共用部分)等級4以上となります。

※5 1戸当たりの面積が40㎡以上280㎡以下とならないものは財形住宅融資対象外住戸となります。

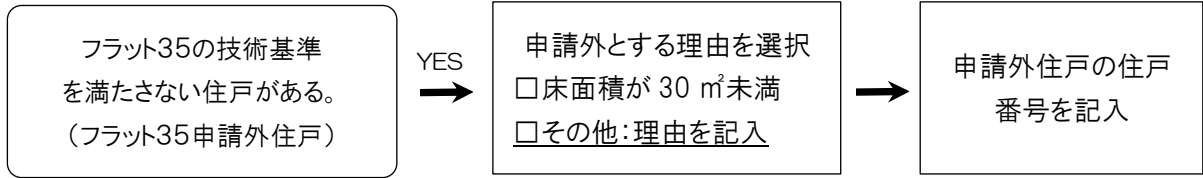
※6 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数枚作成し、右欄に第三面の通し番号を記入の上提出してください。

※7 第三面各ページの住戸数の合計が、総括表の申請住戸数(a)に一致することを確認の上申請してください。

平成28年4月1日

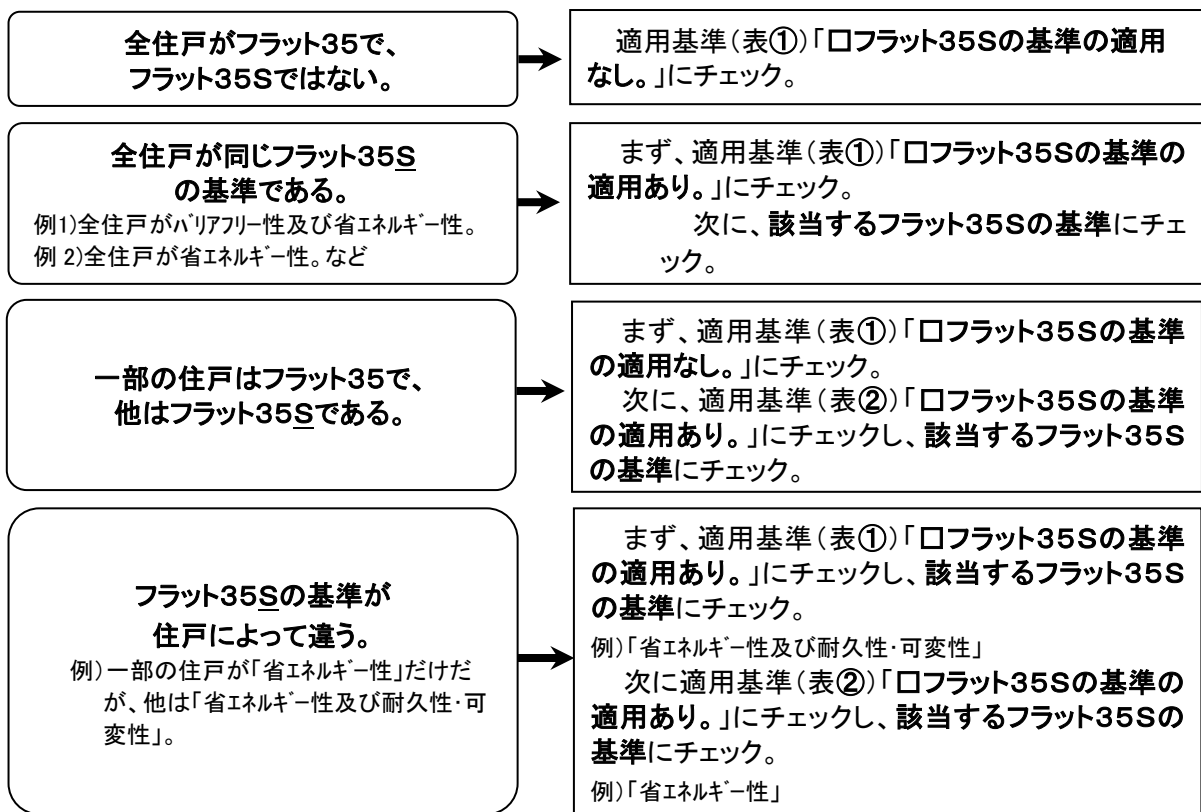
Step 1 【フラット35】申請外住戸について

マンションの中に【フラット35】申請外住戸があるか確認してください。



Step 2 【フラット35】Sの基準の適用について

申請住戸が【フラット35】Sの基準について次のパターンのどれに当たるか確認してください。



Step 3 専有面積の確認(財形住宅融資の適用について)

申請住戸の専有面積について、確認してください。

